

矢巾町定例記者会見

日 時：令和3年12月14日（火）
午前9時～午前9時30分
場 所：役場2階2-2会議室

【内容】

- 1 令和3年歳末特別警戒パトロール出発式について
（総務課）
- 2 中学生・高校生パトロール隊出発式について
（総務課）
- 3 矢巾町交通指導隊初点検及び矢巾町消防団出初め式について
（総務課）
- 4 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）について
（子ども課）
- 5 矢巾町成人式の開催について
（文化スポーツ課）
- 6 矢巾町産後家事支援事業について
（健康長寿課）
- 7 令和3年度矢巾町健康福祉表彰式の開催について
（健康長寿課）

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 1

発表日時	令和3年12月14日（火）午前9時から
案件名	令和3年歳末特別警戒パトロール出発式について
所管部署	総務課 担当者 加藤洋典（内線2709）

発表要旨

- 日時 令和3年12月14日（火）午前10時30分から
- 場所 矢巾町活動交流センターやはぱーく
矢巾町駅東一丁目12番1号
- 主催 矢巾町防犯協会
- 参加者 矢巾町防犯協会会長（矢巾町長）、矢巾町防犯協会理事、同代議員、矢巾町地域安全推進員、紫波警察署
- 内容 12月15日から翌年1月3日まで実施される年末年始地域安全運動に先立ち、やはぱーく1階プロムナードで出発式を実施して、参加者の地域安全活動意欲の向上を図ります。
その後、会長及び理事は、町内の金融機関を訪問して支店長等に啓発品を配布し、同啓発品を活用した特殊詐欺被害防止対策を依頼します。
代議員及び本町地域安全推進員は、矢巾ショッピングセンターに移動し、買い物客に啓発品を配布しながら、特殊詐欺被害防止を呼び掛けます。
- その他 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮して、参加者数の縮小や活動の中止を検討することとします。

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 2

発表日時	令和3年12月14日（火）午前9時から
案件名	中学生・高校生パトロール隊出発式について
所管部署	総務課 担当者 加藤洋典（内線2709）

発表要旨

- 日時 令和3年12月19日（日）午前10時から
- 場所 矢巾町活動交流センターやはばーく
矢巾町駅東一丁目12番1号
- 主催 矢巾っ子すくすくネットワーク（事務局 矢巾町役場総務課防災安全室）
- 参加者（予定） 岩手県立不来方高等学校、矢巾町立矢巾中学校、矢巾町立矢巾北中学校、矢巾町地域安全推進隊、矢巾町交通指導隊、紫波警察署、矢巾交番
- 内容 出発式において、不来方高校生徒2名を、「1日地域安全推進隊長」、「1日交通指導隊長」に委嘱した後、参加者が矢巾ショッピングセンターに移動し、買い物客に啓発品を配布しながら、地域安全、交通安全の呼びかけを行います。
本活動は、冬休み期間中において例年実施している少年非行防止パトロール及び同期間に行われている冬の交通事故防止県民運動の活動として、中学生・高校生によりパトロール隊を編成し、広く町民に対して「地域安全、少年の健全育成」及び「交通安全」を広報するものです。
- その他 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮して、参加者数の縮小や活動の中止を検討することとします。

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 3

発表日時	令和3年12月14日（火）午前9時から
案件名	矢巾町交通指導隊初点検及び矢巾町消防団出初め式について
所管部署	総務課 担当者 加藤洋典（内線2709）

発表要旨

●矢巾町交通指導隊初点検

- 日時 令和4年1月9日（日） 午前9時20分から
- 場所 矢巾町活動交流センター やはぱーく1階 プロムナード
- 内容 矢巾町長を点検官とし、服装、手帳、警笛等の点検を実施します。

●矢巾町消防団出初め式

- 日時 令和4年1月9日（日） 午前10時40分 執行
午前10時25分 分列行進開始
- 場所 矢巾町活動交流センター やはぱーく
矢巾ショッピングセンター駐車場
- 内容 やはぱーく東側駐車場から矢巾ショッピングセンターまで分列行進を行い、その後、同ショッピングセンター駐車場において式典を行います。

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 4

発表日時	令和3年12月14日（火）午前9時から
案件名	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）について
所管部署	子ども課 担当者 沼田光徳（内線2772）

発表要旨

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して対象児童1人あたり5万円を給付することとなりました。

これを受けまして、矢巾町におきましても支給対象者の皆さまに本給付金を令和3年12月から順次給付する予定です。

●対象児童

- 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- 9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
{ 保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等
} 未満の場合
- 令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

●給付想定者数

- 約3,000世帯（児童数約4,600人）

●支給予定

- 児童手当受給世帯分（申請不要）送付世帯数約1,700世帯、
児童数約3,200人
- 令和3年12月24日（金）

※上記以外（申請必要）

申請受付開始予定（12月下旬）申請対象世帯数約1,300世帯、
児童数約1,400人

※詳細は、別紙チラシのとおり

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 5

発表日時	令和3年12月14日（火）午前9時から
案件名	矢巾町成人式の開催について
所管部署	文化スポーツ課 担当者 花立政広（内線2851）

発表要旨

●令和2年度矢巾町成人式（延期分）

○日時 令和3年12月26日（日）午後1時30分～（開場 午後1時）

○場所 田園ホール（矢巾町文化会館）

○対象者 成人式対象者

平成12年4月2日生～平成13年4月1日生まれの町内在住の方、
町出身者で現在町外に転出している方

男性158人 女性136人 合計294人

（矢巾中学校出身130人 矢巾北中学校出身164人）

●令和3年度矢巾町成人式

○日時 令和4年1月9日（日）午後1時30分～（開場 午後1時）

○場所 田園ホール（矢巾町文化会館）

○対象者 成人式対象者

平成13年4月2日生～平成14年4月1日生まれの町内在住の方、
町出身者で現在町外に転出している方

男性165人 女性141人 合計306人

（矢巾中学校出身151人 矢巾北中学校出身155人）

●式典について

式典入場者は、成人者、保護者、来賓者、関係者のみの入場として開催する予定です。
また、式典後に中学校ごとの集合写真を撮り、成人者に後日記念品として贈呈します。
今後、新型コロナウイルス感染症拡大やクラスター等の発生があった場合は、感染防止対策を強化した対応や、状況によっては延期する場合があります。

なお、入場の際には今までどおりマスクの着用、検温、手指消毒を徹底してまいります。

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 6

発表日時	令和3年12月14日（火）午前9時から
案件名	矢巾町産後家事支援事業について
所管部署	健康長寿課 担当者 大森 華（内線2826）

発表要旨

生活リズムが変動する産婦さんやその配偶者の家事の負担を軽減し、安心して子育てができるようにヘルパーを派遣し、産後の生活をサポートするサービスです。

町が株式会社ニチイ学館に委託し、ニチイケアセンターのヘルパーがご家庭に訪問し、下記のサービス内容のとおり洗濯や掃除などの家事をお手伝いします。

記

○事業開始 令和3年12月1日（水）から

○対象者 矢巾町に住民票があり、出産から1年未満の産婦又はその配偶者であって、生後1年未満の乳児を養育し、家事支援を希望する方

○サービスの内容

- ・家族の食事の準備や片付け
- ・家族やベビー服の洗濯、洗濯干し
- ・トイレや居間の掃除など日常的な掃除
- ・食品や日用品の買いもの
- ・その他必要な家事及び育児の補助
（家事支援者が直接赤ちゃんに触れないものに限る）

○利用可能期間 産後1年間 最大10回
平日 9：00～17：00（1時間単位で、1回2時間以内）

○利用料金 1時間：500円 2時間：1,000円
（生活保護世帯は無料、住民税非課税世帯は上記の金額の半額）

※詳細は、別紙チラシのとおり

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 7

発表日時	令和3年12月14日（火）午前9時から
案件名	令和3年度矢巾町健康福祉表彰式の開催について
所管部署	健康長寿課 担当者 小原 朋子（内線2825）

発表要旨

矢巾町が目指している「健康長寿のまちづくり」を実践し、健康の保持増進に積極的に取り組まれている皆様について、町民の模範となることから下記のとおり表彰式を行います。

記

○日時 令和3年12月22日（水）午後1時30分～

○場所 矢巾町保健福祉交流センター（さわやかハウス）

- 表彰内容
- ◇元気で長生き表彰
90歳を迎えてなお、お元気でご活躍されている方。
 - ◇8020健康な歯表彰
80歳を過ぎた今でも20本以上の歯が認められ、多くの丈夫な歯と健康な身体を維持されている方。
 - ◇国民健康保険特定健康診査自治会表彰
令和2年度健診受診率優良自治会
 - ・区分A(対象者100人以上)・第1～3位
 - ・区分B(対象者100人未満)・第1～3位

主イベント

【お知らせ】

12月中旬から1月中旬までの主なスケジュール

※下記スケジュールについては現時点のものであり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止する場合があります。

- 令和3年12月14日（火） 歳末特別警戒活動出発式
（午前10時30分～ やはぱーく）
- 12月19日（日） 中学生・高校生合同パトロール
（午前10時～ やはぱーく）
- 12月22日（水） 健康福祉表彰式
（午後1時30分～ さわやかハウス）
- 12月23日（木） 統計調査に係る表彰伝達式
（午前9時30分～ 庁議室）
- 12月26日（日） 令和2年度矢巾町成人式
（午後1時30分～ 田園ホール）
- 令和4年 1月 9日（日） 矢巾町交通指導隊初点検
（午前9時20分～ やはぱーく1階プロムナード）
矢巾町消防団出初め式（分列行進開始）
（午前10時25分～ やはぱーく前出発）
令和3年度矢巾町成人式
（午後1時30分～ 田園ホール）

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 (先行給付金)のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、「**プッシュ型通知**」による支給を行いますので、**改めての申請は不要**です。(高校生等の保護者については申請が必要です。裏面参照)

※給付金の受給を希望しない場合は、令和3年12月15日(水)までに、届出書を郵送するか、窓口まで持参してください。(届出書は町ホームページからもダウンロードできます。)

1. うちの子は、対象になるの？(対象児童)

次に記載する児童が対象になります。

- ① **令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象**となる児童
- ② **9月30日時点で高校生**(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③ **令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)**

2. だれがもらえるの？(支給対象者)

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度が高い方の保護者に支給されます。(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者)

3. いくらもらえるの？(給付額)

対象児童1人につき、5万円です。

4. いつもらえるの？(支給時期)

対象の方には、12月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？(支給方法)

① 児童手当(本則給付)を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
令和3年10月支給時の児童手当(本則給付)を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

② 支給申請を行った保護者

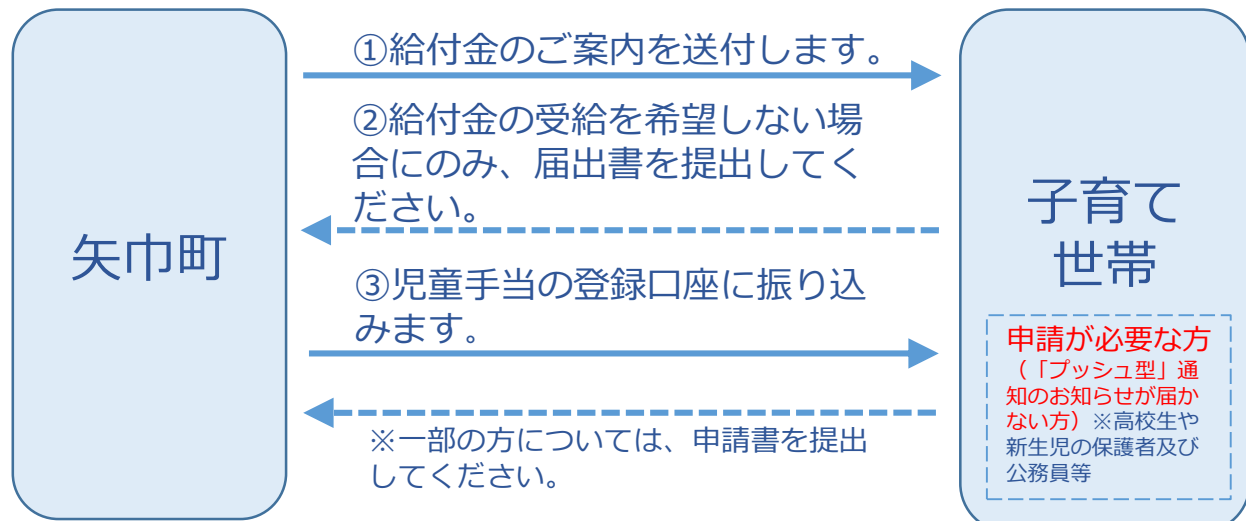
申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座の解約、変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)が支給されませんので、令和4年3月31日までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」支給です。

矢巾町では、12月下旬に支給する見込みです。（申請が必要な方を除く）



私は申請が必要な？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

例えば、次に記載する方は申請が原則必要ですが、矢巾町が所得及び口座情報を把握している場合は、改めての申請は不要になります。※詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童の保護者（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の場合で対象児童が高校生だけの世帯）
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**
- ・令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者 等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区を含む。）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭は10月に児童手当を支給した引っ越し前の市町村に、高校生のご家庭は9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合であっても、避難先の市町村で子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者（DV加害者）のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせは



矢巾町教育委員会事務局子ども課子育て家庭支援係
電話：019（611）2772、2773

「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに矢巾町から問い合わせを行うことはありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに矢巾町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

矢巾町 産後家事支援のご案内

生活リズムが変動する産婦さんやパパさんの家事の負担を軽減し、安心して子育てができるようにヘルパーを派遣し、産後の生活をサポートするサービスです。

町が株式会社ニチイ学館に委託し、ニチイケアセンターのヘルパーがご家庭に訪問し、洗濯や掃除などの家事をお手伝いします。

利用希望日の2か月前から申請ができますので、出産を控えた妊婦さんの申請も可能です。



利用できる方

矢巾町に住民票があり、出産から1年未満の産婦又はその配偶者であって、生後1年未満の乳児を養育し、家事支援を希望する方

サービスの内容

- 家族の食事の準備や片付け
- 家族やベビー服の洗濯、洗濯干し
- トイレや居間の掃除など日常的な掃除
- 食品や日用品の買いもの
- その他必要な家事及び育児の補助（家事支援者が直接赤ちゃんに触れないものに限る）

利用可能期間

産後1年間 最大10回
平日 9:00～17:00（1時間単位で、1回2時間以内）

利用料金

1時間：500円 2時間：1,000円
（生活保護世帯は無料、住民税非課税世帯は上記の金額の半額）

※以下の経費は、別途自己負担となります※

- 町が定めた時間や回数を超えて利用した場合の料金
- 買い物を依頼した際の自宅からスーパー間の交通費
- 有料駐車場を利用した場合の駐車料金

利用方法（利用の流れ）

ステップ1

利用を希望される2週間前までに、健康長寿課に申請書を提出

※窓口にお越しの際は母子健康手帳をご持参ください。

※郵送による提出も可能です。

- ・妊産さんの場合は、母子健康手帳の“分娩予定日”（P4）と“妊娠中の経過”（P8,9）の写しも同封ください。
- ・産婦さんの場合は、“出生届済証明”（P1）と“出生の状態”（P14）、“出生後の母体の経過”（P15）の写しも同封ください。



ステップ2

町の職員が面談又は電話で家庭の状況を確認



ステップ3

町から利用承認通知と利用券（10回分）が届く

利用承認後に、町から利用申請書と承認通知の写しをニチイケアセンターに共有します。



ステップ4

利用日やサービス内容を決める

ニチイケアセンターから利用者に電話連絡し、事前の打合せ訪問日を相談します。訪問時に具体的なサービス内容や利用日等を相談します。



ステップ5

サービス利用開始

サービス利用当日に利用券をヘルパー等に渡す

※キャンセルや利用日時の変更※

利用予定日の前日*の17時までに直接委託業者に電話をお願いします。前日*の17時を過ぎた場合は、キャンセル料（予定していたサービス料の全額）を事業所に支払っていただきます。

*前日が土日祝の場合は、その前の平日となります。



申し込み・問い合わせ

〒028-3615

矢巾町大字南矢幅第14地割78番地

矢巾町役場 健康長寿課（さわやかハウス）

☎019-611-2826